

一人親方特別加入について

当協会は厚生労働大臣の認可を受け、一人親方特別加入の手続きを行っております。

- 建設業および建設業に関連する事業をおひとりで営まれている方
- 年間延べ100日未満で臨時労働者を雇われている方

上記の方はご加入いただけます。労働保険加入をご検討の方は、お気軽にご相談下さい。

費用について

入会金 5,000円（税込み 5,500円） 月会費1,200円（税込み 1,320円） 更新料なし

給付基礎日額に応じた年間労災保険料（令和7年度）

給付基礎日額	3,500円	5,000円	8,000円	10,000円	14,000円	18,000円	22,000円
年間保険料	21,717円	31,025円	49,640円	62,050円	86,870円	111,690円	136,510円

基礎日額 5,000円加入時（令和6年度から料率0.017）

	4月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
労働保険料	31,025	28,439	23,268	18,097	12,927	7,756	2,585
入会金	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
会費	15,840	14,520	11,880	9,240	6,600	3,960	1,320
合計	52,365	48,459	40,648	32,837	25,027	17,216	9,405

※入会金・会費は10%の税込金額となります

労働保険の加入手続き

1

入会申込み書をご記入のうえ、来所ください

※お持ちいただくもの 身分証明書、印鑑

2

入会金、今年度保険料、会費をご納付ください

3

当協会が労働基準監督署へ提出

手続き完了後、特別加入証明書をお客様へ

加入年月日は監督署提出の翌日以降となります。余裕を持ってご連絡ください



～更新について～

2月 協会より次年度の意向確認の連絡が届きましたら、ご記入のうえ協会へ送付。下旬に納入通知書を協会から送付いたします。

3月 次年度労働保険料と会費を納付いただいた後、下旬に特別加入証明書をお客様へ送付いたします。

お問い合わせ

京葉建設一人親方協力会

☎ 047-426-5050

平日 9時～17時（土日祝日除く）